

① 緊急特別無利子貸与型奨学金

【概要】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入が大幅に減少した学生等を対象とした、緊急特別無利子貸与型奨学金。

【対象】（すべての条件を満たす者のみ）

- ・ 全学年（大学院含む）
- ・ 第二種奨学金の基準を満たしていること
- ・ 応募時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと（※1）
- ・ 家庭から多額の仕送り（年額 150 万円程度）を受けていないこと（※2）
- ・ 生活費等においてアルバイト収入に占める割合が高いこと
- ・ 学生本人のアルバイト収入がコロナ禍で大幅に減少したこと（※3）

（※1） 令和3年度、第二種奨学金予約採用候補者で、進学届提出により採用となる予定の者も対象外。

（※2） 家族と同居している者でも、自身の生活の大半をアルバイト収入で成り立たせている場合、申請は可能。

（※3） アルバイトの収入が50%以上減少した場合を、大幅減少としている。4月以降にアルバイトをする予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でできなかった者も対象となる。

【貸与期間】

採用した月から令和4年3月まで

【貸与月額】

学部生：2万～12万まで

大学院：5万～15万まで

【その他 日本学生支援機構奨学金との併用について】

- ・ 第一種奨学金との併用可能。
- ・ 給付奨学金と併用可能。併用をしても当奨学金は減額されない。

【申込期限】

12月17日（金）17時まで

※初回交付日は申込された日付によって異なる。